

令和7年度NEXTじばさん推進プロジェクト事業実施業務委託仕様書

1 事業趣旨

兵庫県の地場産業の持続的な発展を図るため、産地組合等が、産地の現状の課題を分析し、その課題解決に向けた中期ビジョンの策定と重点的に取り組む事業を決定するために必要な支援を実施する。

2 名称

令和7年度NEXTじばさん推進プロジェクト事業

3 業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 事業内容

(1) 用語の定義

①産地組合等

本委託業務における支援対象であり、兵庫県内の地場産業の振興を図るために組織された事業協同組合や公益財団法人のこと。

②中期ビジョン

県内地場産業の産地組合等が今後3年間の地場産地の進むべき方向性を定めた計画のこと。

本委託業務においては以下の項目を満たす計画とする。

ア 産地の経営の方向性の明確化

イ 産地を取り巻く内部環境、外部環境の分析と課題の明確化

ウ 課題解決のための行動計画と目標の設定

エ 行動計画は「構造改善」、「人材確保」、「販路開拓」、「情報発信」の4つの区分に基づいて策定

※「構造改善」とは産地における現状の課題分析と課題抽出を行い、産地が持続的に成長し、競争力を維持するために必要なビジネスモデルの再構築をいう。

オ 4つの行動計画のうち、優先すべき区分の取組内容を重点取組として位置付けて事業実施

(2) 業務内容

項目	業務内容	実施時期・回数	対象者	場所
①中期ビジョン策定の動機付けセミナーの実施	県内地場産業の産地組合等を対象に、地場産業の抱える一般的な課題の説明、産地共通の中期ビジョン策定の必要性、ビジョン等の計画に基づく改善事例の紹介などにより、中期ビジョンの必要性を理解し、策定の動機付けとなるセミナーを実施する。	令和7年7月頃 ・1回開催	県内地場産業の産地組合等37団体（※別表1のとおり）	神戸市内
②産地組合等の選定支援	県において中期ビジョンの策定支援を行う団体を選定する際に、支援を希望する産地組合等が県に提出する応募申請書の記載方法に対して助言する。	令和7年7月から 8月頃・必要に応じて 随時	県内地場産業の産地組合等のうち、希望する6団体	

③中期ビジョンの策定及び重点取組の決定支援	選定された産地組合等に対して、産地の現状の課題分析と課題解決に向けた中期ビジョンの策定及び重点取組の決定を伴走支援する。	令和7年8月又は9月から2月末まで（中期ビジョンの策定・重点取組の決定に必要な時期と頻度で伴走支援を行うこと）。	選定された産地組合等6団体	中期ビジョン策定を希望する産地組合等の利便性を考慮した場所
-----------------------	--	--	---------------	-------------------------------

5 実施方法等

- (1) 動機付けセミナーの開催案内及び実施当日の会場設営と撤収及び運営（受付、進行管理等）を行うこと。また、レジュメ等資料を作成し、参加者に配布すること。
- (2) 中期ビジョンの策定、重点取組の決定にあたっては、以下に掲げる項目に留意して実施すること。
 - ①産地組合等との連絡を密にとり、現地に赴きながら関係者との協議を進めること。
 - ②経営改善等に関する最新のトレンドにとられることなく、産地組合等の実態を踏まえ、産地組合等が望む現実的なビジネスにつながる中期ビジョンの策定や重点取組の決定を支援すること。
 - ③専門的な知識、経験を有する専門家の十分な支援を受けられる内容とすること。
- (3) 策定した中期ビジョンを産地組合等の組合員へ紙面で共有するとともに、県に対してもデータで提出すること。
- (4) その他、事業目的の達成及び効果的な実施のため、創意工夫を行うこと。

6 対象経費

事業費は、人件費及び旅費、その他事業費とする。

(1) 人件費及び旅費

セミナー、ビジョン策定、重点取組決定の企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）及び旅費

(2) その他事業費

専門家等謝金、会場使用料、設営費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、事務機器レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

7 納品

納入成果物、納入場所及び納入期限は下表のとおりとする。

納入成果物	媒体	納入場所	納入期限
各産地が策定した中期ビジョン	電子（PDF）	県地域産業立地課	令和8年3月31日（火）

8 その他

以下の点に留意すること。

- (1) 業務終了後は速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出すること。
- (2) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (3) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (4) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約する場合があること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (6) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属すること。

兵庫県内の地場産業事業協同組合等

分野	産地	分野	産地
化学・雑貨	皮革（一次製品）	繊維	播州織
	にかわ・ゼラチン		糸・染色
	ゴム製品		撚糸
	ケミカルシューズ		靴下
	マッチ		作業手袋
	線香		神戸アパレル
	神戸家具	機械・金属	鎖
	そろばん		ボルト・ナット
	木工芸品		利器工匠具
	杞柳製品		家庭刃物
	豊岡かばん		ゴルフ用具
	古繊維加工		釣針
	真珠核	窯業・土石	出石焼
	真珠加工		丹波立杭焼
	粘土瓦		
食料品	手延素麺（播州）		宝殿石（竜山石）
	手延素麺（淡路）		
	乾麺		
	清酒		
	醤油		
	姫路の菓子		
	水産練製品		